

項目	今後の措置予定		(参考)報告書項目
	委員会	内閣府	
① VFM算出の客観性及び透明性を確保するため、次の事項を実施すること。	—	—	—
i) 公共施設等の管理者等におけるVFMの適切な算出が推進されるよう、 ii) VFM算出の具体的な方法を示すなどガイドラインを充実させること、 iii) VFM算出に係る事例を蓄積し、情報提供すること、 iii) コンサルタントへの委託の要否を検討する際にVFMを試算したり、コンサルタントが算出したVFMをチェックすることができる知識を習得できる研修を開催することなど、VFM算出に係る支援方を充実させること。	・「VFMに関するガイドライン」改定	・VFM算出に係る事例蓄積、支援方を充実	●6)VFM評価についての継続的検討(p21)
ii) 特定事業選定時においては、PSC、PFIのLCC及び割引率などVFMの算出過程や算出方法を公表することについて、当面VFMガイドライン等の趣旨の普及啓発を図ること等所要の措置を講ずること。また、民間事業者選定時においては、選定事業者が決定された後、当該選定事業者の事業計画に基づくVFMが算出されるとともに、その算出方法を含め公表することについて、当面VFMガイドライン等の趣旨の普及啓発を図ること等所要の措置を講ずること。		・「VFMガイドライン」等の趣旨の普及啓発	●6)VFM評価についての継続的検討(p21)
iii) 独立採算型PFI事業の選定のための評価における需要予測及び収益性の積算に資する事例を蓄積し、情報提供すること。		・グッドプラクティスの情報収集、情報提供	●6)VFM評価についての継続的検討(p21) ●11)官民双方がノウハウの共有化をはかる効率的な仕組みの検討(p26)
② リスク分担が円滑に行われ、適切なリスク管理が行われるようにするため、リスク項目の分担内容及びその分担の理由を明示した事例を蓄積し、情報提供すること。また、リスク分担及びリスク管理などリスクマネジメントを行う際に実務上必要な事項を明確にするため、これをガイドラインに盛り込むこと等所要の措置を講ずること。	・「リスクに関する具体的な指針」の作成	・「リスク事例をまとめたデータベース」の作成	●3)リスクの分析及びリスクマネジメントについての考え方の整理の必要性(p12)

項目	今後の措置予定		(参考)報告書項目
	委員会	内閣府	
③ 施設の設計・建設段階でのモニタリング事項を明確にするため、これをガイドラインに盛り込むこと等所要の措置を講ずること。	・「モニタリングに関するガイドライン」等の改定		●5) 運営段階における課題に対する適切な対応 (2) 事業の運営が適切になされるようなモニタリング、支払いメカニズムの充実 ⑤金融機関のモニタリング等の役割の重要性とユニタリーペイメントについての普及啓発(p19)
また、SPCが設立されていない場合における選定事業者の経理上の独立性を確保する上で必要な事項を明確にするため、これをガイドラインに盛り込むこと等所要の措置を講ずること。	・「プロセスのガイドライン」等改定		
さらに、モニタリングの具体的な方法に関する事例を蓄積し、情報提供すること。		・グッドプラクティスの情報収集、情報提供	●5) 運営段階における課題に対する適切な対応 (2) 事業の運営が適切になされるようなモニタリング、支払いメカニズムの充実 ①要求水準書、モニタリング、支払いメカニズムの連動の必要性(p17)
④ 民間事業者の創意工夫の発揮や応募しやすい環境を整備し、PFI事業として適切な審査を行うため、次の事項を実施すること。	—	—	—
i 要求水準の明確化のための方策等性能発注の在り方に関する事項をより明確にするため、これを具体的にガイドラインに盛り込むこと等所要の措置を講ずること。	・「プロセスのガイドライン」等改定 ・「要求水準の具体的な作成のあり方を示す指針」の作成		●1) 要求水準の明確化 (1) 要求水準書作成前の段階での明確なコンセプト形成の必要性(p9) ●1) 要求水準の明確化 (2) 要求水準書の具体化、明確化、精緻化の必要性(p9)
ii 募集内容を民間事業者に適切に伝えるために必要な質疑応答の機会及び期間の設定を公共施設等の管理者等が行うべきことについて、関係省庁連絡会議幹事会申合せの趣旨の周知徹底を図るとともに、その具体的な手順を明確にするため、これをガイドラインに盛り込むこと等所要の措置を講ずること。	・「プロセスのガイドライン」改定	・関係省庁連絡会議幹事会申合せ(平成18年11月)の周知徹底、具体的手順の明確化	●4) より透明性が高く民間の創意工夫が生かせる入札プロセスの実現 (2) 対話方式の充実(p15)

※網掛けは委員会報告において「重点的に検討し速やかに措置を講ずべき課題」と整理されているもの

項目	今後の措置予定		(参考)報告書項目
	委員会	内閣府	
iii 提案項目の絞り込み、要求水準の明確化、提案様式の標準化など提案に係る負担軽減策を講ずること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「要求水準の具体的な作成のあり方を示す指針」の作成</li> <li>・「標準契約書モデル及びその解説」の作成</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●1) 要求水準の明確化 (2) 要求水準書の具体化、明確化、精緻化の必要性(p9)</li> <li>2) 契約書等の標準化の推進(p11)</li> </ul>
iv 民間事業者から創意工夫が発揮された提案を引き出したり、提案費用に係る負担を軽減したりするために、公共施設等の管理者等が工夫した事例を蓄積し、情報提供すること。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・グッドプラクティスの情報収集、情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●4) より透明性が高く民間の創意工夫が生かせる入札プロセスの実現 (3) より民間の創意工夫が生かせる入札プロセス(p15)</li> <li>●5) 運営段階における課題に対する適切な対応 (2) 事業の運営が適切になされるようなモニタリング、支払いメカニズムの充実 ②金融機関のモニタリング等の役割の重要性とユニタリーペイメントについての普及啓発(p18)</li> </ul>

※網掛けは委員会報告において「重点的に検討し速やかに措置を講ずべき課題」と整理されているもの